

**鳥取県告示第 73 号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	倉吉市障害者地域生活支援事業所はっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	平成20年2月1日